

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元に関する意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていない。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

障害者差別解消法の施行とともになう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。國民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために計画的に少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持と、ともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月21日

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 馳浩様
総務大臣 高市早苗様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林俊之